

## 公益財団法人三木町文化振興財団 雑誌スポンサー制度募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人三木町文化振興財団広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、公益財団法人三木町文化振興財団雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として活用することにより、企業・団体・個人事業主等（以下「雑誌スポンサー」という。）の情報発信の場を提供するとともに、図書資料費購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

### (広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費を負担し、理事長は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を情報資料室（メタ・ライブラリー）雑誌コーナーに配架する。

2 理事長は、スポンサー誌の最新号に雑誌カバーを付け、その表面に雑誌スポンサー名を、スポンサー誌の雑誌棚に雑誌スポンサー名と雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 前項の雑誌スポンサーの事業に関する広告の用紙は、雑誌スポンサーが作成するものとし、広告の規格等は、別表に掲げるとおりとする。

### (雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は、次の各号に掲げる業種又は事業者該当しないものとする。なお、契約期間中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

(2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの

(3) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象とすることが適当でないもの

### (広告の契約期間)

第5条 広告の契約期間は、原則として、第8条の規定により雑誌スポンサーとして決定した月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、雑誌スポンサーから書面による解約の意思表示がない場合は、1年間自動的に延長されるものとする。

### (雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、要綱第6条の規定に基づき行うものとする。

### (雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーを希望する者は、別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、要項様式第1号に次に掲げる書類を添付して、理事長に提出するものとする。

(1) 広告案

(2) 会社概要等（業種等が分かるもの）

(雑誌スポンサー及び広告内容の決定)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申し込みを受けたときは、要綱及びこの要項の規定に基づき、雑誌スポンサー及びその広告内容を決定する。

2 前項の決定に疑義が生じた場合には、理事長が可否を決定するものとする。

3 一の雑誌について複数の申し込みがあったときは、要綱第9条の選定基準により雑誌スポンサーを選定する。ただし、当該選定基準により選定できない場合は抽選とする。

4 理事長は、雑誌スポンサーとして広告掲載の可否を決定したときは、要項様式第2号により通知するものとする。

5 前項の規定により決定を受けた雑誌スポンサーが、広告内容を変更するときは、要項様式第3号により通知するものとする。

6 広告内容の変更の決定については、第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

(契約)

第9条 前条の規定により雑誌スポンサーとして決定した者は、理事長と覚書(様式第4号)により契約を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(スポンサー誌購入費用の支払方法)

第11条 第8条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、雑誌スポンサーがスポンサー誌の納入業者に直接支払うものとする。

2 スポンサー誌の納入業者は、当該年度に理事長が指定した納入業者とする。

3 支払いは、毎年度一括先払いとする。定価等の変動により過不足が生じた場合は、年度末に清算を行う。

4 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

5 雑誌スポンサーが提供するスポンサー誌が契約途中で休刊又は廃刊となった場合は、理事長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(スポンサー誌の所有権)

第12条 スポンサー誌の所有権は、公益財団法人三木町文化振興財団に帰属するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する

別表（第3条関係）

広告の規格等

1 スポンサー名の表示（三木町文化交流プラザが作成）

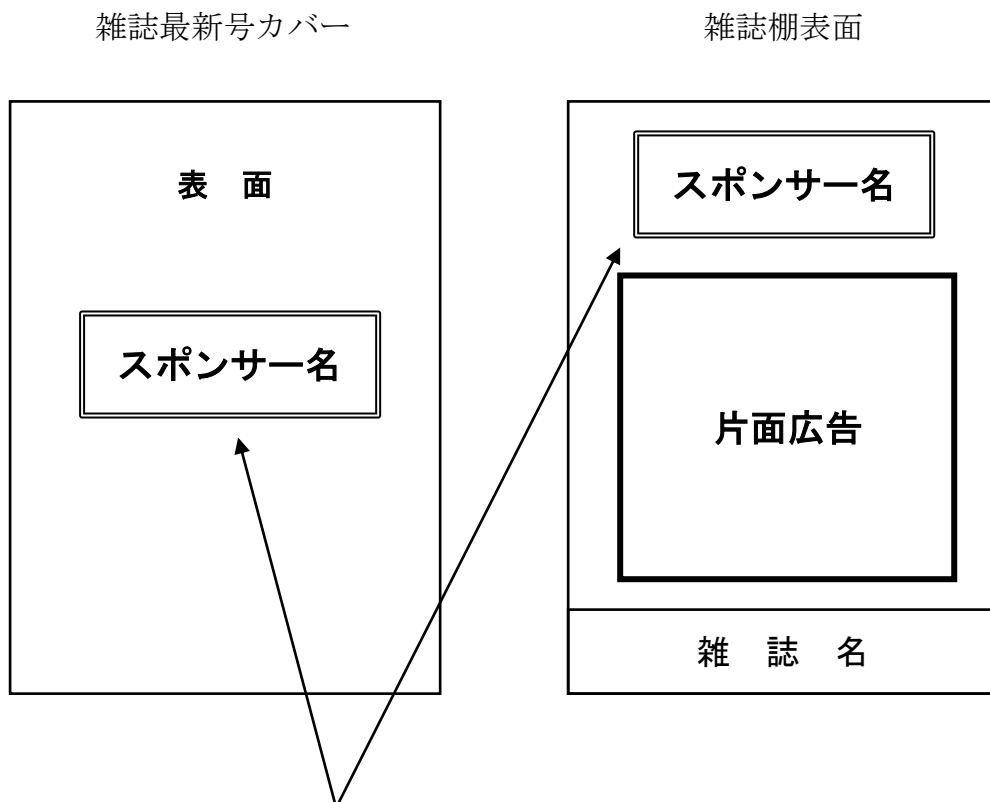
- （1）規 格 縦4センチメートル、横13センチメートル
- （2）貼付位置 雑誌カバー表面・雑誌棚表面

※規格及び貼付位置は、雑誌の大きさ等により調整することがある。

2 広告の表示

- （1）規 格 縦18センチメートル以内、横21センチメートル以内  
（横幅はA4用紙の短辺と同じ、縦幅はA4用紙の長辺の半分程度）
- （2）貼付位置 雑誌棚表面

3 スポンサー名表示及び広告の表示位置



「スポンサー名」は三木町文化交流プラザが作成